令和８年（フ）第６９３０号
東京都台東区千束３丁目23―13　千束荘
債務者　大貫　邦彦
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９５４号
東京都江東区豊洲１丁目３―15―806
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９５６号
東京都杉並区方南１丁目24―12―203
債務者　小禄　順子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９５８号
東京都江戸川区中葛西５丁目37―８―301
グレースマンションⅡ
債務者　中原　錦陽
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９７４号
東京都品川区旗の台２丁目７―12―407
債務者　永田　孝和
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３８８号
大阪市淀川区三津屋南１丁目10番27号　ＲＩＦＦ阪急神崎川　202号
債務者　野村　広美
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４４２号
大阪府守口市梶町３丁目25番５号
債務者　古川　有紗
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６０５号
大阪市中央区南船場１丁目８番21―1501号
債務者　田村由香里
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６２９号
大阪市福島区野田２丁目13番２号　金尾マンション　301号
債務者　寺戸みかり
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６９２０号
東京都荒川区東尾久６丁目13―11―101
債務者　原田　祐暉
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３１号
東京都江戸川区東小岩６丁目35―５―105
債務者　山下　昌文
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１４７号
福岡市城南区七隈５丁目11番12―105号　マキシム福大前Ⅲ、前住所宮崎県日向市鶴町３丁目100番地　原マンション301号
破産者　竹下　　祥
1　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
2　一般調査期日　令和８年11月24日午後１時30分
令和８年９月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第６７９３号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ46―103号、前住所大阪府箕面市白島３丁目７番３―203号
破産者　Ｆ－ｓｔｙｌｅこと　二井　俊光
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年11月19日午後１時30分
令和８年９月24日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０９３号
福岡市博多区東比恵３丁目20番５―303号　エメラルドマンション比恵
破産者　川添三沙央
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年11月６日午後１時30分
令和８年９月14日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９８５号
福岡県春日市一の谷４丁目22番地
破産者　尼崎　一彦
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年11月16日午前10時30分
令和８年９月14日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１０９号
福岡県筑紫野市塔原東１―15―12―103
破産者　株式会社ａｌｌ　ｂｌｕｅ
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年11月19日午前11時
令和８年９月17日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２７０号
福岡市早良区西新四丁目３番20―1004号
破産者　株式会社プロヴィジョン
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年11月19日午後１時30分
令和８年９月16日
福岡地方裁判所第４民事部